

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令案要綱

第一 エネルギー消費性能に係る建築物に設ける空気調和設備その他の建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とすること。
(第一条関係)

第二 建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内で都道府県知事が所管行政庁となる建築物は、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物以外の建築物等とすること。
(第二条関係)

第三 建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とすること。
(第三条関係)

第四 基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査

一 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のう

ち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができるものとする。

二 所管行政庁は、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができるものとする。

(第四条関係)

第五 附則

一 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 国土交通省組織令の一部改正

住宅生産課の所掌事務として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関することを追加すること。

(附則第二項関係)